

笠置町監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 4 年 4 月 28 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日	時	令和 4 年 1 月 24 日 (月)
		午前 9 時 6 分から午前 11 時 27 分
場 所		笠置いこいの館 (笠置町役場仮庁舎) 2 階 セきれいの間
監 査 対 象		①建設産業課が所管する主要事業調書掲載事業について
収受資料等		①令和 3 年度当初予算 主要事業調書
		②令和 3 年度補正予算 (第 5 号) 主要事業調書
		③笠置町全図 (令和 3 年度実施事業施行箇所表示図)

2. 監査内容

当初予算及び補正予算が議会に提案される際に、その議案に対する説明資料である主要事業調書を基に、建設産業課が所管する令和 3 年度実施事業の進捗状況を伺い、その進め方や現状などについて監査することとした。

3. 監査等結果

本監査において対象とした主な内容等について、以下のとおり記す。

【建設産業課における主要事業調書掲載事業の進捗等】

本監査までに計画された令和 3 年度において実施する建設産業課所管の主要事業調書に掲載されている事業としては、

- ①森林経営管理事業
- ②町道有市～峠阪線道路法面修繕事業
- ③町道笠置～有市線交通安全対策事業
- ④町道笠置山線道路改良事業
- ⑤橋梁維持事業
- ⑥町営住宅耐震改修事業
- ⑦町営住宅バリアフリー化事業
- ⑧公共土木施設等災害復旧事業
- ⑨水道施設台帳電子化促進事業
- ⑩公営企業法適用化事業：固定資産台帳整備
- ⑪統合型 GIS 整備事業

以上のものが調書に計上されている。

さて、本監査ではそれぞれの事業の現状報告を受けたものであるが、最初に主要事業調書について触れておきたい。

本調書は、笠置町が予算書を説明する際に用いられる町独自資料となっており、ここには事業名や予算額と共に、事業内容としてその趣旨や実施内容が記載されている。定期監査においてここ数回はこの主要事業調書を基に各課の監査を実施しているわけであるが、ここには単年度の業務内容が綴られていることに留まっている。

例えば町道有市～峠阪線道路法面修繕事業では、

〈趣旨〉

道路ストック総点検における要対象箇所について、地元区要望及び維持管理計画に基づき、道路法面の修繕及び改良工事を実施し、安心・安全な道路構造物を確保し、第三者被害防止を図る。

〈実施内容〉

第三者被害につながる恐れのある切土法面、ブロック積擁壁及び擁壁の補強工事を行う。

以上のことが記載されている。

事業の全体説明と本年度事業の内容を端的に記載したものであるが、これらの事業がどのように完了し、本年度が事業計画上どの位置にあるのかが分かりにくい。付随する資料をふんだんに添えることで膨大な説明図書となってしまい、かえって説明・確認がし難いものとなる可能性も否定しないが、現況がどのような状態にあって、どのような問題を抱えており、町として何を解決する・改善するためにこの事業を実施するに至ったのか。そして現時点でどのような段階にあり、何年度に完成するものなのかが見えてこない。本調書は一般に配布され閲覧できるものとしていないのかもしれないが、議会や我々監査委員にとっては都度説明を受けなければ理解しがたいものであることに違いはない。この点、所管業務に熟知し、卓越された職員目線で作成されているのであろうとは思いますが、例えば土木業務に慣れていない職員に確認をしてもらい、意味が通じるか、内容が行政用語だらけとなっていないか、分かりやすくするために何か資料等不足していないだろうかなど、意見を出し合って本調書を調整してみてもはどうだろうか。

さて、主要事業調書に掲載されている事業についてであるが、建設産業課が所管する土木関連事業については、社会資本整備総合交付金という国庫補助金が充当されている。今回監査の対象となった主要事業についても、そのほとんどが当該交付金を財源に実施するものであるが、その中で町道有市～峠線道路法面修繕事業についてはその事業費全額を翌年度に繰り越しし、令和4年度において実施することとして説明を受けているが、併せて本事業は、施工区域の地元住民との調整に時間を要していることを理由に、契約すらも締結されていないとして説明を受けている。

本来、事業を繰り越す場合、土木事業であれば先ず工事契約などを締結し進められ、その後、災害や天候・原材料の調達遅れなどといった不測の事態が発生し、年度内に事業が終了することができないがために、国庫補助金を含め、執行予算を翌年度に持ち越す運びとなるわけであるが、本事業は前述のとおり、契約すら行われていない。本当にこの状態で国庫の翌債手続きに移れるのか、承認を得られるのかどうかは疑問が残るものの、現段階で既に翌債承認手続きに入っているとのことであり、その窓口である京都府と十二分に連絡・調整を行っていただき、交付金をしっかりと確保した上で翌年度の事業実施となるようにされたい。

ところで、町道有市～峠線道路法面修繕事業は、施工箇所に第三者被害が発生

することを町は想定し、計画・実施されることとなった事業で、その予算額は533万円を計上している。この事業に対する国庫補助率は57.5%とされており、本来であれば300万円余りの交付金が交付される予定であった。しかしながら本事業に対する交付金は、恐らく国の予算不足などが理由だと思われるが、200万円弱の交付決定額となっており、財源見込みより100万円程の不足が生じている。この場合、不足の100万円について一般財源や起債を充当してでも計画通りの実施するのか、将来の財政状況を勘案し、限りある財源に重きをおいて実施することを延期とする、もしくは事業縮小して交付金見合い分で実施するのかを行政として判断することとなるわけであるが、他の事業と同様、その事業目的を鑑みる必要がある。支出を伴う事業は、その財源の確保も無視は出来ないものであるが、そもそも何のために実施し、何に対して改善が必要であって、結果、住民生活にどのような効果をもたらすことができるのか。それが早急であるのか、先延ばしにしても問題がないのか。この事業の場合、住民生活の安心・安全を目的としているものであり、早期に問題解決を図る必要があるからこそ修繕計画を図ったわけであり、予算が議会に認められたものである。そうした判断を常日頃、いろいろな側面を考慮し行われているとは思いますが、適正な判断をされ、計画的な業務実施・目的達成に尽力されたい。

次に町営住宅に係る改修事業についてである。

本年度においても町営住宅に対して耐震改修事業とバリアフリー化事業を予算化し、順次改修が進められている。安全面等を考慮し、本事業は入居されている棟を優先的に実施している関係から、入居者との工事施工時期の調整が必要となるが、その調整に時間を要しており、毎年度、予算を次年度に繰り越して実施しているもので、本年度の実施事業は令和2年度から持ち越された予算を執行している。同様に、翌年度は令和3年度からの繰り越し予算を執行するため、令和4年度当初予算においては本改修事業に係る新たな予算要求はしないこととしている。

さて、当町の町営住宅については公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づいて設置されており、同法では、

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄

与することを目的とする。

という定義がある。つまり笠置町の町営住宅は低額所得者に対する住宅ということとなっているが、一方で第4次笠置町総合計画（案（本監査実施時点））では、公営住宅の管理として、

若者等の定住対策や高齢者対策としての公営住宅の在り方の検討を踏まえて、老朽住宅の除去・建替えや、ニーズに即した新たな住宅供給を図っていく必要がある

と記されている。

本改修事業についても社会資本整備総合交付金が充当されているが、本交付金充当事業は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」と記す。）が適用される。この法律により社会資本整備総合交付金を充当し改修した笠置町の町営住宅は、低額所得者に対する住宅以外の目的に用途変更することが一定期間出来なくなるものである。

加えて、耐震改修を計画している町営住宅は、奥田住宅の1棟と有市住宅としており、町営住宅として35戸を保持できるよう現在入居されていない町営住宅についても交付金を財源として改修が進められている。

従前より笠置町は財政状況が乏しいこととされていることから、新たな公営住宅を建築し管理財産を増やすことは考えにくく、次期総合計画（案）に掲載されている公営住宅が現存の町営住宅のことを指すのであれば、現在、町が考える町営住宅に対する考え方が①条例上の低額所得者向けの資産とすることと、②条例定義から外れる若者等の定住対策や高齢者対策としての資産とする2段構えの構図となる。現存の町営住宅が何時まで適化法によって用途変更ができないものになるかを確認はしていないが、笠置町の10年後の将来像を示す総合計画に町営住宅が若者の定住対策等に活用するということが掲げるのであれば、例えば、未改修の現行町営住宅を低額所得者向けという定義を外した住宅として位置付けし、それから社会資本整備総合交付金などの補助金を活用して住宅改修を実施することなど、具体的かつ実現可能な施策も視野に入れ、計画・判断しなければならない時期にあるのではないだろうか。

ともあれ、今後において町営住宅を若者等の定住対策や高齢者対策としてのツールとして活用を検討することとされるのであれば、財政面等の問題をクリアしながら、この2つの構図が交わるような対策や計画を早々に打ち出し、町内外問わず広

く周知しつつ、ニーズに即した現存家屋に対する改修の必要性などを模索し、町が構想する町づくりに向け尽力されるよう望む。

以上